

対馬市からのお知らせや、募集などの情報をお届けします。(詳しくは掲載されているお問い合わせ先へご連絡ください)

お知らせ

110番は地域を守る ホットライン

110番は緊急の事件・事故の際の緊急電話です。

相談に関するもの・運転免許証の更新・落とし物の届出など緊急でない用件は、「9110番」または「各警察署」にお問い合わせ下さい。

110番のかけ方

全て「110」をダイヤルして下さい。「交通事故」か「盗難・詐欺などの事件」か

発生場所は「町」、目印となる

目標物

犯人は、どんな人物(男か女か、年齢など)で、どんな服装で、どんな手段で(車で?、走って?)どちらの方向に逃げた

怪我など、被害の程度

あなたの氏名、電話番号などを伝えてください。

【問い合わせ】

対馬南警察署

0920(52)0110

対馬北警察署

0920(84)2110

長崎地方法務局における商業・法人登記事務取扱庁変更

対馬市における会社や法人の登記事務については、長崎地方法務局登記部門で取り扱うこととなりますのでお知らせします。

なお、会社や法人の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書の交付事務、動産・債権譲渡登記に係る概要記録事項証明書の交付事務を含む)については、引き続き現在の取扱庁でも取り扱います。

また、不動産登記事務については、

取扱庁の変更はありません。

現在の取扱庁

対馬支局

対象の区域

対馬市

変更後の取扱庁

長崎地方法務局 登記部門

〒850 8507

長崎市万才町8番16号

変更予定年月日

平成23年2月7日(月)

【問い合わせ】

長崎地方法務局対馬支局

0920(52)6463

長崎地方法務局登記部門

095(820)5937

目が見えない、見えにくい 方のための相談・学校案内

目が見えない、見えにくい子どもの保護者への子育て支援や、成人で中途

平成22年工業統計調査

製造事業所の皆様へ 統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を平成22年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

皆様からご提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密の厳守はされますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・長崎県・対馬市

節水のお願い



対馬市水道局
0920(52)0943

冬期(1~3月)は、まとまった降水量が見込めない季節です。場合によっては湧水による給水制限のおそれもありますので、市民皆様の節水へのご協力をお願いします。

視覚障害になったため離職した方などへの相談及び学校案内を行っています。幼稚園入園や、国家資格の取得を考えている方の募集手続が2月から始まります。

入学金、授業料は無料です。詳しくは、お早めにご相談下さい。

【問い合わせ】

長崎県立盲学校 松田芳晴教頭
095(882)0020

イベント・講習会

ツシマヤマネコ野生復帰
シンポジウム

日時 平成23年1月23日(日)

13時30分

場所 対馬市交流センター

イベントホール

内容

新潟県佐渡市・兵庫県豊岡市から佐渡・豊岡でのトキ・コウノトリの野生復帰を活用した地域活性化についてお話しいただき、環境省よりツシマヤマネコの野生復帰事業について説明を行います。

その後、佐渡市長・豊岡市長・対馬市長を交えて、ツシマヤマネコを活用した地域活性化について、パネ

ルディスプレイションを行います。

【問い合わせ】

対馬野生生物保護センター

(担当 水崎)

0920(84)5577

宝くじ文化公演

ミュージカル「アトム」開催

日時 平成23年2月13日(日)

開場13時30分/開演14時00分

場所 対馬市交流センター

イベントホール

入場料

一般・・・2,000円

(当日2,500円)

高校生以下・・・1,000円

(当日1,500円)

この公演の入場料は、宝くじの助成により特別料金になっております。

入場券販売所

対馬市内各地区公民館

(厳原・美津島・豊玉・峰・上県・

上対馬・豆酸・佐須)

【問い合わせ】

厳原地区生涯学習センター

(厳原地区公民館)

0920(52)0363

児童虐待から子どもを守るために!

児童虐待とは?

親または親に代わる保護者等が、児童(18歳に満たない者)について行う次のような行為をいいます。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

怠慢又は拒否(ネグレクト)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。

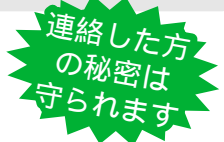
心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は拒絶的な対応、配偶者に対する暴力等児童に心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待を受けていると思われる子どもを発見した時は?

速やかに「子ども・女性障害者支援センター(児童相談所)」や最寄りの市町、福祉事務所等へ相談(連絡)してください。

児童虐待防止法では、虐待が「疑われる」児童を発見した場合は、関係機関へ連絡・通報すること(通告)が国民の「義務」として定められています。もし、調査の結果、虐待が認められなくても連絡・通報した人が責められることはありません。



子どもを虐待から
守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- 2 「しつけのつもり...」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- 4 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)



通報は、対馬南警察署 0920(52)0110、対馬北警察署 0920(84)2110まで